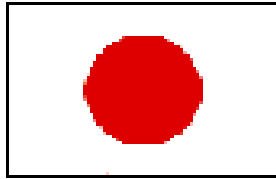


源泉所得税の改正のあらまし



日米租税条約関係



令和元年 9 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」といいます。）が令和元年 8 月 30 日に発効し、源泉所得税については令和元年 11 月 1 日から適用が開始されることになりました。

この改正議定書は、平成 16 年に発効した現行の租税条約（以下「現行条約」といいます。）の一部を改正するものになります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや改正議定書の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、改正議定書の概要を説明したもので、令和元年 8 月 30 日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページ (<https://www.mof.go.jp>) に掲載されている[改正議定書の条文](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/250125us_a.pdf) (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/250125us_a.pdf) 及び[交換公文](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/250125us_c.pdf) (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/250125us_c.pdf) をご参照ください。

1 配当及び利子に対する課税の概要

配当及び利子について、原則として、次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における免税対象が拡大されました。【現行条約第 10 条、第 11 条、改正議定書第 3 条、第 4 条】

	改正前	改正後
配 当	《免税の要件》 持株割合 50% 超 保有期間 12 か月以上	《免税の要件》 持株割合 50% 以上 保有期間 6 か月以上
利 子	《税率等》 免税（政府、銀行、年金基金受取等） 10%（その他）	《税率等》 免税 ^(注)

(注) いわゆる利益連動型の利子については、源泉地国免税は適用されず、10%の限度税率が適用されます。

また、独立企業間価格を超える部分の利子については、源泉地国免税は適用されず、5%の限度税率が適用されます。

2 配当及び利子以外の所得に対する課税の概要

改正議定書では、配当及び利子以外の所得について、主に次の改正が行われました。

- (1) 法人の居住地国において課税することができることを定める役員報酬の規定は、「法人の取締役会の構成員の資格で取得する報酬その他これに類する支払金」について適用されることとされました^(注)。
【現行条約第 15 条、改正議定書第 6 条】
(注) 本規定は、現行条約では「役員」(法人税法第 2 条第 15 号) の報酬について適用されることとされ、改正後は取締役会の構成員の報酬について適用されることとなります。
- (2) 大学等の教育機関で教育等を行うため一方の締約国内において一時的に滞在する一定の教授等が取得するその教育等に関する報酬について、その一方の締約国において 2 年を越えない期間租税を免除することを定める規定が廃止されました(改正議定書の発効日である令和元年 8 月 30 日において現行条約の特典を受ける権利を有する教授等については、同日以後も、改正議定書が効力を生じなかった場合にその特典を受ける権利を失う時まで、その特典を受ける権利を引き続き有することとされました。)
【現行条約第 20 条、改正議定書第 7 条、15 条】

3 改正議定書の適用時期

改正議定書は、源泉所得税に関するものについては、令和元年 11 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。【改正議定書第 15 条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和元年 11 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和元年 11 月 1 日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax (イータックス) ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】



この社会あなたの税がいきっている